北九州市公園応援団制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、公園への美化意識・愛護心の啓発を図り、行政と市民が協働するまちづくりを推進するため、本市の都市公園においてボランティア活動を行う北九州市公園応援団制度（以下、「本制度」という）について必要な事項を定めることを目的とする。

（参加者の資格）

第２条　本制度に参加することのできる団体（以下、「活動団体」という）は、原則として次の各号のいずれかに該当する団体とする。なお、中学生以下の者が参加する場合は、成人の保護者又は監督者の立会のもとで本制度に係る活動を行わなければならない。

（１）本市に本社又は支店等を有し、市内で事業活動を行う企業

（２）本市に活動拠点がある、少なくとも５人程度の会員で組織される団体

（参加手続き）

第３条　本制度の対象となる公園は、指定管理者が管理しない公園で、かつ地域住民の同意を得られた、次の各号に該当する公園とする。また、本制度に係る活動の範囲については、市と活動団体で協議し定めるものとする。

　（１）既存の愛護会が活動していない公園

　（２）既存の愛護会の同意がある公園

２　活動団体は、北九州市長（以下、「市長」という）に北九州市公園応援団申込書（別紙様式１）に次の書類を添えて提出する。

（１）団体規約

（２）役員名簿

（３）活動計画書

３　市長は、届出された内容を審査の上、活動団体を認定する。また、認定を証するため、認定書（別紙様式２）を交付する。

４　市長は、活動団体が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または、暴力団員（暴対法第２条６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであるときは、認定を行わない。

５　活動団体は、毎年３月３１日までに、翌年度の活動計画書を添えて、北九州市公園応援団継続届出書（様式３）を市長に提出する。

（活動内容）

第４条　活動団体は、概ね月に１回程度、公園の除草や清掃を行うものとする。

（認定期間の継続及び解除）

第５条　認定期間は、活動団体から解除の申し出がない場合は継続するものとする。

２　市長は、活動団体が解除届（別紙様式４）を申し出たときは、認定を解除するものとする。

（認定の取消）

第６条　市長は、活動団体が、この要綱に従わないとき又は事業の参加者としてふさわしくないと認めるときは、認定を取り消すことができる。

（認定書の返却）

第７条　第５条第２項による解除又は第６条による認定取消を受けた活動団体は、第３条第３項に係る認定書を速やかに市長に返却するものとする。

（活動案内板等の設置）

第８条　市長は、活動団体から活動に係る案内板設置について申請を受けた際には、その内容を審査し、設置及び管理について許可することができる。ただし、案内板の大きさは横９０センチメートル、縦６０センチメートルを上限とする。

２　市長は、活動団体から活動に係る用具入れ設置について申請を受けた際には、その内容を審査し、設置及び管理について許可することができる。ただし、用具入れの設置面積は、１活動団体あたり３．０平方メートル以内とする。

３　前２項に係る使用料については、無償とする。

（安全の確保）

第９条　本制度に係る活動を行う際には、活動団体の責任において作業を行い、事故等が発生しないよう安全に十分配慮し行わなければならない。

（その他）

第１０条　この要綱に定めのない事項は、別に定める。

（施行期日）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。